

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】不払い賃金:固定残業代含んでいた基本給?支払い求め提訴

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は、2月12日の毎日新聞の記事をご紹介します。

「基本給」と説明のあった賃金の半分が固定残業代だったことにより残業代の不払いがあったとして、不動産仲介の「うちナビ」（本社・東京都渋谷区、角南圭社長）の元社員（20代男性）が12日、同社に不払い分の残業代と店長からのパワーハラスメントへの慰謝料計367万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。

訴状などによると、元社員は昨年5月に入社。就職説明会で配布されたパンフレットや民間求人サイトの求人には「基本給30万円」と書かれていた。入社後は都内の店舗に配属され、連日午前8時から午前0時前後まで働いて同月には150時間、翌月は200時間の残業を行った。その後、給与明細の記載に「基本給15万円、固定割増手当15万円」とあり、基本給はパンフの半額で、60時間分の残業代が固定で支払われていることが分かったという。

元社員は長時間労働と、店長から受けたパワハラで体調を崩し、昨年7月に退社。会社側は60時間を超える残業代の未払い分として約72万円を支払ったが、未払い分がまだあるとして提訴した。元社員は「基本給は求人票の半分であり結果的にだまされた。知らずに働いている人も多いと思い声を上げた」と話している。

うちナビは「訴状が届いておらず、内容が確認できないためコメントできない」としている。

引用ここまで。

訴状によると、残業時間の多さや、僅か3カ月の在籍期間で会社が支払った未払い残業代が72万円にも上るという点も驚きです。労働条件を説明していない点や、パワハラがあったという点もそれが事実とすれば問題でしょう。しかし、特に興味を引いたのは、「基本給15万円、固定割増手当15万円」という仕組みです。

最低賃金から考えてみましょう。昨年9月までの東京都の最低賃金は869円です。基本給15万÷869円＝月所定労働時間172.6時間となり、いわゆる一般的な1日8時間労働での所定労働時間となります。固定残業月60時間に対する手当15万円は、 $15万 \div (60時間 \times 1.25) = 時間給2,000円$ となり、最低賃金の要件はクリアしています。つまり、基本給15万円、60時間分の固定割増手当15万円という制度は、非常によく計算されたものだと考えられます。

しかし、「基本給と固定割増手当が同額の給与体系自体に、そもそも合理性があるのか？」という点に疑問が残ります。固定残業代制度は裁判例で認められているとはいえ、固定割増手当が基本給と同程度の額になると、固定残業代制度の主旨から外れたものとして、制度そのものが無効となる可能性があるのでは？と感じます。